

国住政第 174 号
令和 4 年 4 月 1 日

日本建築士会連合会会長 殿
日本建築士事務所協会連合会会長 殿
日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局 住宅政策課長
(公印省略)

住宅企画官

「特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例に係る
建築士等の証明事務の実施について」の一部改正について

現在、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 74 条の 3 に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例（以下「登録免許税の特例措置」という。）の適用にあたっては、租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 26 条の 3 の規定に基づき、市町村長等が当該家屋の証明を行うことが必要であり、その証明にあたって同法第 74 条の 3 第 2 項に規定する増改築等をしたことを確認するための書類について、標記通知により定めているところです。

今般、「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）」に基づく、「評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）」が一部改正され、新たに設けられた断熱等性能等級 5 等を基準として読み込める規定の見直しが行われました。また、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、買取再販住宅の区分を新たに創設しました。

これに伴い、標記通知においても、断熱等級に関する規定の見直しを踏まえた改正及び住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除における買取再販住宅を対象とする様式の追加を実施するとともに、その他所要の改正を別紙のとおり行うこととしました。

なお、改正の内容については、関係省庁とも協議済みであることを申し添えます。